

第7波に備える対策の確立について

令和4年4月4日(月)

知事定例記者会見資料

奈良県内における新型コロナウイルス新規感染者は、ピークを脱したものの、今なお下がりきらない水準にあり、感染力が高いオミクロン株の系統株への置き換わりが懸念されるなど、ウイルスの特性とこれまでの経験を踏まえて、第7波に備えた対策を確立しておくことが必要です。

奈良県では、これまで、オミクロン株による感染状況を分析するとともに、それに対応した対策について、事例研究を行い、医療・福祉関係者と意見交換を重ねており、それを基に第7波に備えた奈良県独自の対処方針を今月中に決定し、実践に移したいと考えています。

本日は、そのアウトラインについてご報告します。

第7波に備える対策の確立について

I 療養先トリアージ

- ・新型コロナに感染された方が、**高齢**である場合や**基礎疾患**がある場合には、新型コロナの重症度や重症化リスク以外に、**ADL(※)**、**基礎疾患**の状態、**療養に伴う環境の変化等の影響**も考慮しつつ療養先を選定することが重要です。

※移動・排泄・食事・更衣・洗面・入浴等の日常生活動作

- ・新型コロナに感染された方により**適切な環境で療養**していただけるよう、これまでのトリアージを検証し、また、医療・介護関係者と意見交換・情報交換を重ね、入院していただくのか、自宅や高齢者施設で引き続き療養していただくのかを決定するための**療養先トリアージ基準**を整理します。

第7波に備える対策の確立について

Ⅱ 自宅等における医療提供の充実

- ・新型コロナによる症状や基礎疾患の状態等から、入院して治療を受けていただくのではなく、自宅等で療養していただく場合にも、**安心して自宅や高齢者施設で療養を続けていただけるよう医療提供を充実**します。

Ⅲ クラスター対策の推進

- ・県立医科大学附属病院 笠原感染症センター長に作成・監修していただいた**感染対策**マニュアルの**実践責任者**を「新型コロナ感染対策責任者」として施設ごとに定め、県に**登録**していただくことを考えています。

対象：医療機関、高齢者施設、障害者施設

第7波に備える対策の確立について

IV ワクチン4回目接種の早期展開

- ・3月25日に、「現時点から2ヶ月程度を目途に、4回目接種に向けて会場や接種券の手配等の準備を完了するよう」、国から通知がありました。
- ・県は市町村と連携し、早期に接種が可能となるよう、4回目接種体制の構築を進めていきます。

V 感染防止対策の徹底

- ・基本的な感染防止策の継続をお願い。
- ・社会・経済活動との両立に向け、県民の皆様へお願いする行動指針
県立学校における対応方針について
地域のイベントについて、適切な感染防止の継続について